

② 令和 7 年第 1 回臨時会

(5 月 8 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和7年第1回益城町議会臨時会目次

○5月8日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	3
日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	
専決第2号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）	6
日程第5 議案第43号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	
専決第3号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	12
日程第6 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	
専決第4号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例の制定について	13
日程第7 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	
専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の 成長発展の基盤強化のための固定資産税の課 税免除に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	15
日程第8 議案第46号 益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について	16
日程第9 議案第47号 固定資産評価員の選任同意について	23
閉会	24

5 月 8 日（木曜日）

令和7年第1回益城町議会臨時会会議録

1. 令和7年5月8日午前10時00分招集
2. 令和7年5月8日午前10時00分開会
3. 令和7年5月8日午前11時51分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第4 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第2号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）

日程第5 議案第43号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第3号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第4号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第46号 益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第47号 固定資産評価員の選任同意について

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 中川公則君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 松本昭一君	18番 榮正敏君	

8. 欠席議員（1名）

12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 中 山 貴 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	濱 田 義 之 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	納 見 由 紀 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	会 計 管 理 者	坂 井 浩 章 君
総 務 課 長	荒 木 薫 君	総務課審議員	寺 本 和 寛 君
危機管理課長	森 川 博 君	企画財政課長	松 本 浩 治 君
税 務 課 長	山 口 拓 郎 君	住 民 課 長	田 上 恵 美 君
福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君	こども未来課長	吉 住 由 美 君
こども未来課審議員	川 原 さおり 君	健康保険課長	田 上 雅 史 君
産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
企画財政課審議員	藤 田 智 久 君	建 設 課 長	鶴 野 雅 臣 君
復興整備課長	吉 本 秀 一 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	生涯学習課審議員	内 田 博 也 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（榮 正敏君） 皆さん、おはようございます。令和7年第1回益城町議会臨時会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、12番坂田みはる議員から、欠席する旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから令和7年第1回益城町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榮 正敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、2番木村正史議員、10番野田祐士議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（榮 正敏君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（榮 正敏君） 日程第3、報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回益城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、傍聴席のほうにも早朝からありがとうございます。

熊本地震から9年を迎えた4月14日に、震災記念公園におきまして黙祷・献花を行いました。議員の皆様にも参加いただきありがとうございました。亡くなられた方々を追悼するとともに、地震の教訓を伝え続けることが、支援していただいた皆様への最大の恩返しと改めて心に誓ったところです。

また、3月には地域共生センターカタルや木山交通広場が完成し、さらに来年3月には県道熊本高森線が全線開通する予定で、施設面の復興は順調に進んでおりますが、心の復興は道半ばと感じているところです。

今後はスポーツ、文化活動、イベント、お祭りなど、地域づくりやにぎわいづくりを積極的に進め、災害に強いまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

それでは早速ですが、報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。

専決第6号でございます。

本件は、町が整備中の谷川展望広場南側の斜面から人頭大の石が転落し、町道を走行中の自動車の下部に入り込み、車両底部のオイルポンプ周辺を損傷した車両損傷事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町100%でしたので、町が修繕費用8万8,704円の全額を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金8万8,704円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払います。以上が報告第1号となります。

○議長（榮 正敏君） 報告第1号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1 番坂井でございます。

報告第1号、専決処分の報告について質問いたします。

これは、谷川展望広場南側の斜面から人頭大の石が転落し、損害を与えたものであります。ここには町の過失割合と書いてありますが、町が損害賠償する場合は国家賠償法に基づいて無過失責任という形の瑕疵による損害賠償かと考えます。この場合、今回はたまたま通られた自動車が破損ということで9万円弱の損害となりましたが、もしこれが二輪等であれば、その損害というのは非常に大きなものになったのではないかと考えております。

今回の質問は、まず、事故の概要のどういうものが町の責任であるというふうに認定されているのか、その説明を求めます。

第2点が、町の責任であるとされたものに対して、この崖ですかね、斜面ですね、斜面に対してどのような処置をされたのか、対策を取られたのかが第2点です。

そして第3点は、今回も当然担当課の方々は、手順に沿って管理されているものと思います。ただ、その管理の中でこのようなことが発生したということは、やはり管理のやり方にある程度の考える余地があるものではないかと思えます。それについて、どのようにこれからの町政に生かされていくのかをお伺いします。以上です。

○議長（榮 正敏君） 総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課の荒木です。1 番坂井議員の御質問にお答えいたします。

報告第1号、専決6号の損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてでございます。何を理由に町に落ち度が100%と認められたのかということについてお答えします。

保険会社からの報告によりますと、タイミング的に車両の運転者はよけることができなかったことにより、落ち度はないと判断された。よって、町が100%の過失と認めたとの報告を受けております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。1 番坂井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、まずどのような状況で今回このような事故になったのかというところの1点目について御説明をさせていただきます。

現在、谷川展望広場の環境を整備するため、のり面の伐竹や雑木等の伐採を定期的の実施しているところでございます。しかし、その中で、獣害の被害も確認をされております。

今回の事故発生時には、大雨に見舞われ、広場南側斜面に雨水が流れた結果、表層が現れ落石が生じ、町道を走行する車両を毀損したというような状況にございます。

次に、今後の対策をどのように考えているのかについてお答えします。

現在、大雨による広場南側斜面への雨水の流れ込みを防止する水路の整備を実施しております。さらに、今後は落石防止や獣害対策などを土木担当課と協議し、適切な対応をしてまいりたいと考えております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） すみません、一応三つ目の点をもう少し、私の質問のやり方が悪かったのかもしれませんが、今回は生涯学習課の管理する公園について起こったものです。ただ、先ほど申しましたように、生涯学習課としてはきちっと手順にのっとってやられたものと思います。

ただ、手順にのっとって行ったものであっても、こういうことが起こったと。であるから、こういうことが起こったということを考えて、それに対してほかの課においてもこういうことが起こらないかどうかのチェック、または歯止めをかけるべきではないかと考えています。

その点について、どのようにお考えかをお聞きしたいんです。3点目の再度の質問となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 3問目の質問にお答えいたします。

今後、同様の事故が起こったときの、これからの対応ということですか。

○1番（坂井金次郎君） いや、このようなやつは、手順に沿って行って起こった事故なんだから、新たにこういう事故が起こらないように何らかの情報共有や、歯止めをかけることは考えられないかということです。

○総務課長（荒木 薫君） 施設管理者もしくは工事担当課から、こういう情報が総務課のほうに上げられた場合、職員に周知して、どういう場所でこういう事故が起きた、今後はこういう対策をしていくようにという周知は、総務課のほうで行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。質問はこれで終わりますが、まず損害の損失割合のことですけれども、損失割合は例えば損失を受けた方が全く無過失であっても、それに対して自動的に町が補償するということではないと思います。これ自体は、出費は保険会社が行いますけれども、町の出費である以上は、当然法律にのっとった国家賠償法の中で行われるよりありません。その中においては、無過失責任である瑕疵担保責任があるかどうかということをはっきりさせなければなりません。

今回は、保険会社のほうが多分見られておるので、瑕疵担保責任があったなということで受け取っておきます。

それと、先ほどの課長の中にありました各課への周知ですけれども、先ほど申しましたように、たまたま車であったから大事故にならなかったけれども、これが二輪とかであってれば、大事故になる可能性があったのではないかと思います。周知のほうをよろしくお願いいたします。以

上です。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

**日程第4 議案第42号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号
令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）**

○議長（榮 正敏君） 日程第4、議案第42号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第42号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

専決第2号、一般会計補正予算（第7号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ14億2,180万1,000円減額し、総額を223億8,936万4,000円としております。

第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を行い、3月31日に専決処分をしています。

7ページから8ページまでが第2表繰越明許費で、36事業を追加し、総額21億9,458万円を令和7年度へ繰り越すものです。

9ページから12ページまでが地方債の補正で、事業費の確定などにより25事業の変更及び3事業の廃止を行っております。

15ページから33ページまでが歳入予算で、国県支出金の交付決定や決算見込みによる増減の補正です。主なものとしましては、町税、地方消費税交付金及び特別交付税を増額補正し、基金繰入金及び町債を減額補正しております。

34ページから72ページまでが歳出補正で、決算見込みによる不用額や入札差額などにより、予備費を除く全ての項目で減額補正しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第42号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。議案第42号、益城町一般会計補正予算について何点か質問します。

今回の一般会計補正予算については、決算前の補正かと思いますが、出納閉鎖が5月ですので、大体その後の6月議会には専決でまたたくさん出てくるかと思うんですが、今の時期で専決とい

うのはどうなのかと、出納閉鎖が5月いっぱいですので、まだ変更があるのじゃないかと思えますけれども、それはそれとして今回上がってきていますので、この中で繰越明許費あたりが相当出ていますし、さっき言ったように22億円ぐらいあるということで、そこから減額ですね、繰越事業との減額があると思いますが、その減額理由について幾つか伺いたいと思います。

まず、44ページですね、44ページの3款2項1目児童福祉総務費、12節委託料で、放課後児童健全育成事業委託料というのが3,017万9,000円の減額となっておりますが、これの減額理由について教えてください。

それから、48ページ、3款3項1目災害救助費の14節工事請負費で、仮設団地農地復旧工事費の2,787万円の減額について、場所とこの減額の理由について教えてください。

次に、60ページ、8款4項8目街路事業、14節工事請負費、都市計画道路改良費で2億7,696万4,000円の減額となっておりますが、これ起債協議が調わなかったというような、最初に起債の減額部分ではそういうふうにあったんですが、これ事業計画どおりの協議が調わなかったためにこの2億7,000万円の減額になったのか、その減額の理由、その辺をちょっと教えてください。

それから63ページ、9款1項2目消防施設費の14節工事請負費、益城西原消防署改修工事の設計業務委託料で4,113万3,000円の減額となっておりますが、これは前の議会で増額となった改修工事とは別の工事の設計業務だったんですかね。ちょっとその辺を教えてください。以上、お願いします。

○議長（榮 正敏君） こども未来課、吉住課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第42号の歳出、44ページの3款民生費、2項児童福祉費、児童福祉総務費の中の12節委託料について、放課後児童健全育成事業の減額についてですね。こちらが、令和6年度の放課後児童クラブの今、実績報告が全て上がりまして、それに基づいて決算見込みが出ましたので減額をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。13番中村議員の御質問にお答えします。

議案第42号、専決第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）、48ページ、3款3項1目14工事請負費、仮設団地農地復旧工事費の2,787万円の減額について御説明いたします。こちらにつきましては、令和6年度の木山仮設団地の跡地の農地復旧工事、1工区と2工区がありましたけど、その工事についての入札残ということで今回計上させていただきます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） おはようございます。建設課長の鶴野でございます。13番中村議員の御質問についてお答えいたします。

議案第42号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）中の60ページ、8款4項8目の街

路事業についての減額理由についてのお尋ねかと思います。この件につきましては、当初予算につきましては、国への要望額は満額のほうを予算で計上しておりましたけれども、国から要望額が満額来なかったため、その差額分につきまして今回減額として落としております。以上です。

○議長（榮 正敏君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） おはようございます。危機管理課の森川でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第42号、専決第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）中、63ページでございます9款1項2目14節工事請負費の中で4,113万3,000円の減額ということで、こちらにつきましては昨年度令和6年度で実施しました消防署の屋根、外壁の改修工事の減でございます。原因としましては、当初予算措置をする際に、資材高騰ですとか、そういった変更契約を見越して若干多めに取っていた分もございますが、そちらの費用、それから入札残を含めて4,113万3,000円の減額ということになります。

以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。

○13番（中村健二君） 放課後児童クラブの減額については事業減ということですが、結局利用者が少なかったということなのかな、どうなのか、その辺が。その辺について、もう一度ちょっとお願いします。

それから、仮設団地の復旧工事について木山仮設団地の、あそこの入札残ということですね。これは、分かりました。

それから、都市計画道路改良費の2億7,696万4,000円については、国から満額の回答を得られなかったということですが、予定していた工事の分だけ出なかったということになるのかな、満額でなかったちゅうのは。ということは、その分だけ繰越しになって、また次にその分は起債協議をして要求するということだったんですかね。その起債協議が調わなかった、満額調わなかった理由というのは何か分かりますか。その辺を、もう一度よかったら教えてください。

それから、消防署の改修工事については、屋根と外壁のあれということは、この前最初のあれよりも800万円ぐらい増額があったですね。その工事の分ですか。その工事の分で、800万円をあのとき増額したけど、その分も含めて、最終的に4,000万円余ったと、残が残ったということですか。最初の予定を多く組んでいたためということですが、はい、分かりました。

今お尋ねした分を、もう一回お願いします。

○議長（榮 正敏君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。

2回目の御質問ですが、子どもたちの人数が減ったということではなくて、放課後児童クラブにはいろいろな加算がつく事業項目がございます。当初、予算を計上するときに町が検討しているいろんな加算のところをマックスといいますか、見込まれる額を計上させていただいているので、クラブによっては加算分がつかなかったクラブとかもいろいろございまして、決算額が予

算額に対して低かった、減額させていただいたという理由になります。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。中村議員の2回目の質問についてお答えいたします。街路事業の起債協議が調わなかった理由ということですのでけれども、そちらでよろしいでしょうか。

起債協議、町のほうとしましては満額要求しておりましたけれども、その分が全額来なかったと、そのため差額分についてやはり協議が調わなかったということになっております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 中村議員。どうぞ。

○13番（中村健二君） 放課後児童クラブについては分かりました。いろんなクラブクラブでいろんな事業をやっていると。それについてマックスの予算を組んでいたけれども、そこまで事業がなかったということで減額ということですね。了解しました。

それから……。これも木山仮設の差額か。これですね。分かりました。

それと、今の都市計画道路については、満額で協議したんだけど満額が出ない、協議がその部分が調わなくて減額になったと。これで、本年度計画しよった工事には影響はなかったわけですね。

○建設課長（鶴野雅臣君） 特にはないです。

○13番（中村健二君） 特になかったわけですね。工事に影響がなければ、予定どおり進んでいれば、それでもいいですけど。これ、今度は令和7年度のまたあれで協議をやっているわけですか。

○建設課長（鶴野雅臣君） そうです。

○13番（中村健二君） しっかり取れるようによろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

野田議員。挙手はもうちょっと挙げてください。見えん。お願いします。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。すみませんでした。

数件お尋ねします。まず、ページ数を言わせてください。12ページで、これは廃止になっておりますけれども、河川等浚渫事業債と河川災害復旧事業債の廃止の事業費削減と書いてありますが、その詳細な説明をお願いいたします。

次が56ページ、8款2項の14節工事請負費で、路面補修工事費が900万円減になっておりますけれども、ちょっと内容を教えてください。

それと62ページ、8款4項16節公有財産取得で、町の駐車場用地が1,332万8,000円減になっておりますけれども、内容を教えてください。以上です。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課長の鶴野です。10番野田議員の質問についてお答えいたします。

12ページの河川等浚渫事業債、河川災害復旧事業債についての廃止の詳細ということですが、今年度につきましては河川浚渫、河川の災害復旧等、発生しませんでしたもので、今回その分をしませんでしたので、全て減額ということで、こちらのほうに記載させていただいております。

それと56ページです。8款2項1目の14節道路請負費、路面補修工事費、減額が900万円となっておりますけれども、こちらにつきましては入札の残によりまして必要ありませんでしたので、900万円のほうを減としております。以上となっております。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課の岩本です。10番野田議員の1回目の御質問の、議案第42号、専決第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）中歳出、62ページ、8款4項12目16節公有財産購入費の中の、町の駐車場整備費についての御質問だったと思います。こちらについて、1,332万8,000円の減額というところで、これはどういったことかというところですか。この町の駐車場につきましては、木山土地区画整理事業地内におきまして整備をしていた事業になります。町のほうとしましても、何か所か整備する予定というところで令和6年度の予算に計上させていただいております。ただ、仮換地の問題とかで、なかなか整備をするところが見当たらなかったものですから、予算計上させていただきはしましたけれども、結局は整備ができなかったというところで減額させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。2回目質問させていただきます。反対から行きますね。

今、町の駐車場の整備ができなかったと、区画整理内で整備ができなかったというお話ですが、これ整備費ですか、用地購入となつとったので、用地を購入する場所が何か変わったのかどうかというのをちょっとお尋ねしたかったんですけども、それについてもう一度お答えをお願いいたします。

それと、何ページだったっけ、土木費の中の路面補修工事費で入札減となっておりますけれども、数件トータルでの入札減なのかどうかはちょっと分かりませんが、一般的な路面等補修工事で、何メートル道路幅があつて、それを何メートル延長されるのか分かりませんが、900万円といえどそこそこ延長的にできる話なんですよ。いっぱい地元から、路面補修については陳情というかお尋ねが上がってきます。900万円を余らせるのであれば、ぜひそのお金で追加でやっていただきたいと思うんですけども、その辺はできるのかできないのか、併せてお願いいたします。

それと、最初の河川等復旧事業債、河川浚渫事業債については災害等によるものというお話でした。これって災害等で実際、申請といいますか、上げたのか上げなかったのかですね。それとも、災害が全くなかったからやる必要がなかったのかについてはだいぶん違うと思うので、そこについてもう一度説明をお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 10番野田議員の2回目の御質問の、議案第42号、専決第2号の62ページ、町の駐車場の用地購入費の減額理由についてというところですけど、先ほどはすいません、言葉の使い方が間違えています、整備という言葉を使いまして申し訳ございませんでした。整備する前段階において、町の駐車場の用地につきましては、何か所かの配置案を考えておりました。ところが、その場所について、仮換地とかで町の駐車場として整備するような形状にならなかったり、例えばクランク状の土地になってしまったりとかで、駐車場としてはなかなか整備するのは無理だということで、用地購入については取りやめたところになっております。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 鶴野建設課長。

○建設課長（鶴野雅臣君） 建設課の鶴野です。10番野田議員の2回目の質問についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の土木工事の請負費、路面補修の件ですけれども、こちらにつきましては900万円落としております。この減額の費用が、舗装の補修工事に使えるのかという御質問かと思えますけれども、今回この路面補修につきましては、益城町の舗装維持管理計画に基づいた路線のみしかちょっと使えませんので、その中での30路線、その部分のみしか今回使えませんので、それ以外の分がちょっとこの路線で使う部分がありませんでしたので、今回減額のほうをやっております。

それと、2点目の質問の、この廃止の河川等浚渫事業債、河川災害復旧事業債ということですが、こちらにつきましては緊急時ということで、激甚災とかがあった場合、浚渫等が発生するところを見込んでちょっと予算を組んでおりましたけれども、その浚渫等がありませんでしたので、今回廃止ということでやっております。以上となります。

○議長（榮 正敏君） 野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございました。建設課の分は了解いたしました。

すいません、もう一度だけ、町の駐車場の件ですけど、町の駐車場を区画整理内で町が整備しようとしておったというお話でした。それは、仮換地で用地購入を考えていたと。でも実際は形状がおかしかったとなりましたと。すいません、その仮換地の所有者は誰か知りませんが、用地を買うと言っていたのを買わなくなって、何か問題はなかったんですか。

○議長（榮 正敏君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課、岩本です。10番野田議員の3回目の御質問の、議案第42号、専決第2号、62ページの町の駐車場の用地購入費の減額理由の中で、買おうとしていたところについて、買わないということになった段階で地権者さんとのトラブル等はなかったのかと。こちらのほうには、そういったトラブル案件としてクレームがあったりとか、そういったことは上がってはおりません。

○10番（野田祐士君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第42号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第2号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第7号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第43号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第5、議案第43号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第3号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第43号、専決第3号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、益城町税条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し承認を求めるものです。

主な改正内容としまして、まず1点目は、物価上昇局面における税負担の調整で、令和8年度分の個人住民税から大学生年代の子等に関する特別控除が創設されたことに伴い、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を150万円までに拡大しますとともに、一定の所得を超えた場合には控除の額に段階を設けて控除するものです。

次に、2点目は、軽自動車税につきまして、種別割において二輪車の車両区分が見直されたことに伴い、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御した新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を、現行の50ccと同額の年額2,000円とするものです。

次に３点目は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の被災住宅用地特例等の廃止につきまして、住宅再建の状況等も踏まえ、令和６年度末をもって固定資産税の特例措置を廃止するものです。

最後の４点目は、たばこ税関係につきまして、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を設けるものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第43号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第３号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第43号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第３号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第６ 議案44号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第４号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第６、議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第４号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第44号、専決第４号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和７年３月31日に公布されたことに伴い、益城町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額につきまして、現行の65万円から66万円へ、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額につきまして、現行の24万円から26万円へそれぞれ引き上げます。また、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得も、算定基準額を5割軽減対象の世帯で現行の29万5,000円から30万5,000円へ、2割軽減対象の世帯で54万5,000円から56万円へそれぞれ引き上げるものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第44号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） おはようございます。8番甲斐でございます。議案第44号について若干質問したいと思います。これについては、大綱の概要ということで資料配付を受けておりますので、ほぼ内容は分かりますが、これについて若干質問をしたいというふうに思います。

課税限度額として、現行では基礎課税額65万円の人が66万円、後期高齢者支援金課税額24万円が26万円ということで、介護納付金課税額は変わりませんが、課税限度額を106万円から109万円に引き上げるということになります。中間所得層の負担に配慮した見直しが可能であるというふうに書いております。

そこで、直近の法定減免者数の5割軽減基準額、これの対象世帯は何世帯ほどになるのか、2割軽減基準額の対象世帯は何世帯になるのか、最終的に引上げとなる、65万円が66万円に引上げになりますけれども、ここで基礎課税額世帯は何世帯となりますか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（榮 正敏君） 山口税務課長。

○税務課長（山口拓郎君） 税務課長の山口でございます。8番甲斐議員の御質問にお答えします。

議案第44号、専決第4号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。その中で、今回の中間所得層に配慮したというところでの減免の課税算定における世帯の減額について、29万5,000円をお1人当たり30万5,000円に、それから7割軽減のところ、54万5,000円を56万円に加算するという部分に当たっての、5割軽減の世帯数、7割軽減の世帯数のお尋ねでございますが、申し訳ございません、私のほうがその数字についてまだしっかり把握ができておりませんので、そこにつきましては、また御説明の機会を設けさせていただければと思います。申し訳ありませんけれども、以上になります。

○議長（榮 正敏君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） お尋ねしたかったのは、これによって課税額が減額される世帯は何割ぐらいなるのかなと、それと上がる世帯は何世帯かなというのをお互い比較しながら考えていきたいと思っているんですけど、2020年度ですから2年ほど前ですか、これでは、5割世帯は612世帯、2割世帯は438世帯、この二つで大体24～25%になります。ところが、基準基礎課税額が何

世帯がちょっと分からないんですけども、大体5割ぐらいなのかなと、そこでどのぐらいが上がるのかというのはよく分かりませんが、今回この分を判断する上で、この議案を判断する上で非常に重要であると思うんですね。ですから、できたらこれは、今話をしてほしいと思ったんですが、大体2022年度から見れば、大体あんまり変わらないというふうに思いますが、24～25%の方が少し下がるのかなと。7割世帯の方は、もう下がり過ぎているので下がらないのかなというふうな感じを受けますけどね。その辺では、もう少し配慮があったほうがいいかなというふうには思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第44号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第4号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 議案第45号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第7、議案第45号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第45号、専決第5号、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定に

つきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し承認を求めるものです。

改正内容は、減収補填制度の期限が延長されたことに伴い、第2条に規定する課税の免除の対象施設の設置日につきまして、基本計画の同意の日から令和7年3月31日までとあるものを、令和10年3月31日までに改めるものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第45号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第45号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第5号 益城町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第46号 益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（榮 正敏君） 日程第8、議案第46号「益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第46号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定につき

まして、御説明を申し上げます。

本町の職員定数につきましては、令和4年5月の臨時会におきまして、町長事務部局の職員定数を237人とする条例の改正について議決をいただいたところです。その際、条例の附則におきまして、町長事務部局の職員の定数を3年以内に検討すると規定されておりますので、必要な検討を経て今回改正案を提出するものです。

改正の内容は、熊本地震から9年が経過し復旧に一区切りが付きましたことから、3年以内の見直しを規定する附則第3項を削除しますとともに、町長事務部局の職員定数につきまして、当分の間、現状の237人を維持するものです。

町職員の現状は、地震からの完全復興に向けて様々なプロジェクトが進行中でありますとともに、全ての分野で業務量の増加や仕事の質の変化が著しく、働き方改革の進展もありまして、技術職員をはじめとする慢性的な人員不足が深刻な課題となっております。

このような状況を踏まえ、質量共に変化する業務量に的確に対応でき、また、新たな施策や事業に積極的に取り組める人員体制を確保し、行政サービスの向上と町の将来の発展につなげられるよう、現状の237人を維持したいと考えたところです。

また、大震災を経験した益城町として、自然災害等により被災した自治体に対し、復旧復興の支援を行う職員の中長期派遣をより積極的に進める必要も感じているところです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第46号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。11番宮崎です。議案第46号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について質問します。

今回の条例改正は、先ほど町長から説明がありましたとおり、令和4年5月の臨時会で設定した条例施行後3年以内に平成28年熊本地震による災害から復旧及び復興の状況を勘案し、町長事務部局の職員の定数について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとされていたのを受けての議案の提出だと、こういうふうに思います。

そこで、3点質問します。

まず、1点目は、職員数の定数について検討を加え、その結果に基づき必要な措置というお話でございますので、検討をされた中身について教えていただきたいと思います。

2点目は、町長事務部局の人員を207人から237人へとさきの条例改正でなって、30名増員をされたその30名がそのまま今回残るわけなんです、その30名残った人員の根拠について教えていただきたいと思います。

それから3点目は、附則第2の当分の間という言葉が残っておりますけれども、これはどのような意味なのでしょう。

以上、3点について質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木です。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第46号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、まず1点目、定数についての検討を加えた内容ということでお答えさせていただきます。まず、町の現状を踏まえまして、207人を元に戻すことができるのか検討を行いました。現状では、定数を減ずることは厳しいこと、また、いつまで必要なのか、いつの段階で元の定数である207人で対応できるのかを、ここ数年の働き方改革など若年層の雇用の動きの変化、また、任期付職員の数と、定年退職者以外の若年層を含む退職者や休職者、育児休業職員の復帰状況も含め検討をいたしました。

続きまして、2問目の30人の根拠について御説明をさせていただきます。

まず、30名ですけれども、現在8名休職者、育休者の復帰待ちがおります。この8名は、条例により定数外となっております。この8人が復帰しますと、現在208名ですので、216名になります。令和6年の退職者が31名おりまして、普通退職、任期付、再任用等ございます。そのうち、再任用を雇用で入れましても、16名今減少している状況です。その16名と8名を足しまして24名、残りで5名ですかね、5、6名になります。この5、6名を、30名の枠いっぱいいっぱい雇用しようという考えではないんですけれども、現在職員は302名、会計年度任用職員、これは令和6年現在ですけど322名おります。

御存じのとおり、会計年度任用職員は定数に含まれておりません。職員1名を雇用する場合、平均約500万円、会計年度任用職員を1名雇用する場合、約230万円必要となっております。会計年度職員を2名、3名雇用する場合と職員1名が、財政負担はほぼ同額となります。また、令和2年4月に同一労働同一賃金導入の下、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われたことによりまして、会計年度任用職員の雇用条件が大幅に改正されたこともあります。安定的にこれからさらなる住民サービスの向上を目指すには、期限付というわけではなく、正職員の採用を検討することも必要だと考えております。会計年度任用職員から正職員の雇用に変更したところで、財政負担は増しないものと考えております。これらの根拠により、237名を継続させていただきたいと提案したところです。

三つ目の、当分の間というのがございますが、今まで5年以内、3年以内という条件で、附則で提案をさせていただいておりましたが、現在の状況が3年、5年で変わるのかといいますと、若年層の働き方、休職者の増と、町長の説明でもございました中長期派遣の職員、本益城町からも熊本地震を経験した町として派遣したい、そういう思いからもございまして、3年という期限をつけるのが大変厳しい状況でございました。よって、この改正のタイミングは、中長期視点を持ちながら権限移譲の見直しや様々な事情や要因を把握しながら、適切かつ柔軟にタイミングを捉えていきたいと考えております。以上のところで、当分の間とさせていただきました。以上でございます。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、総務課長から丁寧に御答弁いただいたんですが、受けた感じ、聞い

た感じでは、あくまでも職員の立場からの答弁で、町民の立場からの答弁にやや欠ける内容ではないかと、こういうふうに心配しました。

といいますのは、財政がいっぱいあるなら、何ぼでも職員さんが楽になるようにやるということとは必要なんでしょうね。だけど、そういうあれではないような気がします。

1回目の質問については、以上の答弁をいただきましたので、ただ気になりましたのは、3、4、5、6名の余力があると、ここのとこだけがちょっと気になりました。

ちなみに、周りの市町村といいますか、町村ですけど、これが大体どれぐらいの定数でやっているかというのを電話で確認させていただきました。益城町は、町長部局はこれが207名から237人へ、議会事務局2人、監査1人、選挙管理委員会1人、農業委員会5人、教育委員会が50人、水道事業が10人、合わせて306人になりますよね、30人増やした場合。

それから菊陽町、これが町長部局が227人、議会事務局が3人、監査が1人、選挙管理が2人、農業委員会が3人、教育委員会が52人、それに公営事業として12人、合計300人です。

なお、大津町のほうなんですけど、これは非常に辛抱しております。町長事務部局が186人では少ないということで、町長の指導で今回の議会か何かに上がって202名になります。それから議会事務局が3人、あと監査委員は兼務、選挙管理委員が1人、農業委員が3人、教育委員会が32人、水道が1人、合計で226人を242人、50名以上益城町と差があるという状況になります。

それぞれの町そのものが、それぞれの町の特徴があるでしょうから、一概にその人員の云々ではないんですけども、それからあわせて御船町、これが町長事務部局が170人、議会事務局が3人、あと監査、選挙管理委員、農業委員会は全部兼務、それから教育委員会が40人、水道が7人、そうしますと合計で220人、これが職員の定数です。

あわせて、全国の大体3万4,000人ぐらいの規模の人口のところの役場職員の定数も、全部大体調べました。で、やっぱりうちの町は、少しほかの町よりも多い。これはもう、如実に言えます。どれくらい多いかというのは、人によっていろいろあるんでしょうけど、そういう感じがします。

これが大体背景で、次に質問の2番目に入らせていただきます。

まず、皆さんもお見になったと思うんですが、この資料、この資料ですね。これは、令和7年4月1日付の職員の配置表です。これは色区分で、皆さんお持ちになっていると思いますけど、これを見ますと、これが全部職員の配置表、益城町で今勤務していただいている職員の方の名前と、それからその区分ですよ。任期制なのか、再任用なのか、この区分が入っております。そして現在305名と、4月1日付。それで、そのうちの特別職3名、それから再任用これが17名、任期付が27名、派遣が5名、合計で305名と、こういうふうになっております。若干、実人は修正なったのかもしれませんが。

そこで質問なんですけど、この中で言われる305名の中の特別職3人と再任用17人、任期付27人、派遣5名、この人たちが定数外というのはどこどこなんでしょうか。それからもう一つ付け加えて、この表に表れていない町の職員はおられるんでしょうか。それも併せて2回目の質問とさ

せていただきます。よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課、荒木です。11番宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、1番目、私も持っておりますこの表の定数外はどれになるのかということで、まず派遣、派遣入り、派遣先、両方とも定数外になります。再任用職員も定数外になります。任期付は定数内になります。

○11番（宮崎金次君） 特別職は。

○総務課長（荒木 薫君） 特別職は定数外です。となりまして、すいません、ちょっとこれに病気休暇等が入っているかをちょっと今見ているところなんですけど、入っています。育児休暇、産休、病気休暇も入っておりますので、これちょっと一覧では分からないんですけども、これも定数外になります。以上になります。

すいません、2問目の質問ですね。私の字が汚くて。すいません、2問目をもう一度よろしいですか。書いているのにちょっと。

○11番（宮崎金次君） この一覧表に書いてない職員がいるか。

○総務課長（荒木 薫君） この一覧表に書いてない職員。

書いてない職員は、会計年度以外は全て記載されております。

○11番（宮崎金次君） 定数に書かれていない職員ですね。

○総務課長（荒木 薫君） はい。以上でございます、すいません。

○議長（榮 正敏君） 宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。今、総務課長から答弁いただいたんですが、この職員配置表の右下のほうに書いてございます特別職3名については定員外と、それから再任用この17名も外と、それから派遣5名、この5名は多分県からおいでになった人、それからJAL、それから鹿児島からおいでになった人、合わせて5名だろうと思うんですけども、そのほかこの表では派遣、派遣といっぱい書いてあります。多分、熊本復興事務所等で勤務される人とか、それから健康保健福祉センターの中の看護師さんとかなんか、そんなのを含んでるんでしょうね。それから社協とか。よく分かりませんが、派遣、派遣といっぱい書いてありますので、10名以上あります。その人は定員外。

そうしますと、この305名からその人たちを引くと、町の定数は非常に少ない数字になっちゃうんですね、計算が合わなくなる。計算を合わせる必要はないかもしれませんが。そうすると、これは町の定数というのはどうなっているんだと。再任用については、菊陽町ではこれは町の定数に入れているそうです。そうすると、306名に随分近くなるんですけど。これを外すと、いよいよ定数は現人員と非常かけ離れた定数になって、あと20名から30名は雇用して入れられると、こういう形に計算上になってしまうんですね。

ここについて、もう一回ちょっとこのところをよく確認していただきたいんですが。もう一

回言いますよ。条例上は先ほど言いましたように、町長事務局が237人、議会事務局が2人、監査委員が1人、選挙管理委員会が1人、農業委員会が5人、教育委員会が50人、水道事業が10人、合計で306名です。これは条例上の数字です。

ただ、実際に今職員として配置になっているのが、この表で305人、これ全部私、何回も計算しました、305人です。

この中で、先ほど言われましたように、町長等の特別職、それから再任用、それから派遣、これをさらに引くと、270、280人になってしまいます。20名から30名の幅が出てくるんですけど、これはどういうふうに説明をされるのか。もうこの3回目しかありませんので、ちょっとよく分かりやすいように説明をしてください。相談されても結構ですから、よく分かりやすいように説明をお願いしたいと思います。一応ちょっと時間取らせてもらって。

○議長（榮 正敏君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課、荒木です。宮崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。この表から見ると、条例定数上、だいぶ余裕があるのではないか、その説明をということでした。

そうですね、町長の提案の理由と私の説明によりますように、幅は20名ぐらい現在のところあるかと思います。30名増したところで20名ぐらいあるかと思いますけれども、定員外となる休職者、育児休業者が毎年10名ほど入れ替わりおります。そこを定数外とみなしますので、見直したところで職員在籍はしております。いずれ戻ってきます。なので、その10名の幅は常に必要かなと考えております。

また、任期付職員が27名現在おります。再任用もございますが、令和6年退職者31名、再任用も含めまして昨年から比べますと16人の減少、そこもございまして、30名維持したいという提案をさせていただきました。

一覧表で見ると、確かにそう見えるかもしれませんが、それと国の育児休業取得の推進もございます。働き方改革で年休を取りなさいという推進の働きもございます。そういうこともありまして、病気休暇等もございますので、慢性的な人員不足は実際表れておりまして、欠員の状況の係が相当ございます。そこで職員に相当な負担がかかっていると思います。そこで悪影響を及ぼし、また病気休暇とならないようにとは考えております。

他町、菊陽、大津、私も確認いたしました。定数上30人増しました。増したところで募集したところで職員は来てくれないと、特に時間外労働が増えて職員が大変疲弊しているというお声をいただいております。

私どもも定員を増したところで、職員がたくさん来てくれるかというところ、そこは不安に思っているところがございますので、職場環境を整えることが第一だと思っております。御理解よろしくをお願いいたします。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

○議長（榮 正敏君） ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。私は、議案第46号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、反対する立場から意見を申し述べます。

先ほど、総務課長から私の質問に対して答弁がございました。ただ、この職員定数というのは、どこの町も非常にミリミリとして定めております。1名の職員さんが1年間にどれだけ仕事をするのか、これをマンパワーで把握をして定数を決めているというのが現状です。

先ほど、私の質問に対して明確に30名増員をするという、増強するというその根拠は、私にはとても理解できませんでした。まだこの職員配置表と非常に乖離が多いです。やっぱり職員の定数は、直接財政に響きます。

ですから、このことについて、もう少し執行部は検討を加え、町民に理解をしていただくような説明がないと、とても私は町民の皆様に説明することはできないと、こういうふうに感じましたので、今回はこの議案に反対をさせていただきます。皆様の御同意をよろしくお願いします。

なお、付け加えて言いますが、確かに職務も増えて職員数を増やすということについては、私は反対はしません。ただ、増やす以上、その増やす人員がどういう内容でどういうことをやっているから、だから何人必要なんだということを町民の皆様に理解をしていただくということが一番大事だろうと、こういうふうにも思います。その点が今回の案ではちょっと欠けるなど、こういうふうに思います。以上です。

○議長（榮 正敏君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番中川議員。

○9番（中川公則君） 9番中川です。議案第46号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

提案されました議案第46号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定については、熊本地震から9年が経過し、復旧に一区切りをつけたことから、3年以内の見直しを規定する附則第3項を削除するとともに、町長事務局の職員定数について、当分の間、現状の237人を維持するというところでございます。

町職員の現状は、地震からの完全復興に向けて様々なプロジェクトが進行中であるとともに、全ての分野で業務量の増加や仕事の質の変化は著しく、働き方改革の進展もあって、技術職員をはじめとする慢性的な人員不足が深刻な課題であります。

そのため、今回の改正は、質量共に変化する業務量に的確に対応でき、また新たな施策や事業に積極的に取り組める人員体制を確保し、行政サービスの向上と町の将来の発展につなげられるよう、現状の237人維持を提案されております。

また、熊本地震を経験した益城町として、自然災害等により被災された自治体に対し、復旧復興の支援を行う職員の中長期的派遣を、より積極的に進める必要もあります。

以上のことから、議案第46号、益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定については、賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（榮 正敏君） ほかに討論はありませんか。

7 番吉村議員。

○7 番（吉村建文君） 7 番吉村でございます。

（41字削除）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（自席より発言する者あり）

○議長（榮 正敏君） ここで暫時休憩します。11時45分に始めます。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時45分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの討論におきまして、吉村議員の賛成討論を認めましたけれども、これを吉村議員からしないということをいただきましたので、議事録のほうも削除したいと思います。異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（榮 正敏君） それでは、討論はないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第46号「益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第46号「益城町職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第47号 固定資産評価員の選任同意について

○議長（榮 正敏君） 日程第 9、議案第47号「固定資産評価員の選任同意について」を議題とします。

ここで、山口税務課長の退場を求めます。

（山口税務課長退席）

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第47号、固定資産評価員の選任同意について御説明を申し上げます。

本議案は、地方税法第404条第1項の規定に基づく固定資産評価員を選任するに当たり、議会の同意を得る必要があるため、今回提案するものです。

固定資産評価員は、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市町村長が行う価格の決定を補助するもので、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとなっております。

このようなことから、山口拓郎税務課長が適任者と考え、提案しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（榮 正敏君） 議案第47号の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号「固定資産評価員の選任同意について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（榮 正敏君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第47号「固定資産評価員の選任同意について」は同意することに決定しました。

山口課長の入場を認めます。

（山口税務課長入場）

以上をもちまして、本臨時会に提案されました案件は議了されました。御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで、令和7年第1回益城町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時51分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員